

令和 7 年度 SDS 電子化補助金事業交付要領

第 1 目的

この交付要領は、令和 7 年度 SDS 電子化補助金事業の実施に関して必要な細目等を定め、標準フォーマットによる電子データでの出力及び入力に対応したシステムの導入、又は既存システムへの標準フォーマット形式による危険性・有害性情報等の出入力等の機能の追加に要する費用の一部に対して補助金（以下「SDS 電子化補助金」という。）を的確に交付することにより、SDS による危険性・有害性情報の迅速・的確な通知を図り、もって化学物質による労働災害の防止に資することを目的とする。

第 2 事業内容等

事業内容は、SDS 電子化補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとし、補助事業を実施する者を補助事業者という。

第 3 補助事業

1 交付の対象となる事業及び経費

SDS 電子化補助金の交付の対象となる者は、別表の第 1 欄に掲げる補助対象システムを所有し、又は新たに導入する者とし、補助事業者は、補助対象システムの改修若しくは買換え又は新たなシステムの導入に要する経費のうち、同表第 2 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において SDS 電子化補助金を交付する。

2 SDS 電子化補助金の交付を申請できる者

SDS 電子化補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者のうち補助事業者が適当と認める者とする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者であって、下記（2）から（4）までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 100 人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 100 人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の法人である事業者又は常時

使用する労働者の数が 50 人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

3 SDS 電子化補助金の交付額の算定方法

SDS 電子化補助金の交付額は、別表の第 4 欄に掲げる方法により算出するものとし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

4 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課（以下「担当課」という。）と連携を密にするとともに、次に掲げる業務を適切に行うための体制を整えなければならない。

（１）広報・相談業務

ア SDS 電子化補助金の公募及び広報

イ SDS 電子化補助金に関する問合せ等への対応

（２）SDS 電子化補助金の審査等業務

ア SDS 電子化補助金の交付決定に関する審査委員会の設置及び運営（担当課と協同し、担当課職員を審査委員に含めるものとする。）

イ SDS 電子化補助金の交付事務（SDS 電子化補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）の受付及び審査委員会への諮問から SDS 電子化補助金の支払までを含む。）

ウ 上記業務に附帯する業務

5 交付の手続等

補助事業者は、担当課が別に定める実施要領（以下「SDS 電子化補助金実施要領」という）に基づき SDS 電子化補助金の交付の手続き等を実施するものとする。なお担当課は、SDS 電子化補助金の交付状況を踏まえ、補助事業者の意見を聴き、実施要領の内容を変更することができる。

6 SDS 電子化補助金の公募

（１）補助事業者は、一事業年度内に概ね 30 日以上のお募期間を 1 回以上設けるものとする。

（２）補助事業者は、申請総額が予定額を上回った場合には、公募を中止することができることとし、この場合、補助事業者ホームページ等に掲載することにより周知することとする。

（３）申請の受付は、交付申請書等について申請者が必要事項を記入し、電子

申請、郵送等した交付申請書を受理する方法により行うこととする。

- (4) 交付決定前において、申請者から文書による申請取下げの申立てがあった場合には、補助事業者は速やかに事務処理を止め、交付決定後にあっては、申請者からの文書による取下げの申立てを受けて、交付決定を取り消すものとする。

7 SDS 電子化補助金の交付決定

- (1) 補助事業者は、SDS 電子化補助金の交付を決定するに当たり、以下の事項が確保されていることを確認する。

ア 申請者が上記 2 の SDS 電子化補助金の交付の申請者に該当すること

イ 申請者からの申請について、申請書に記載漏れや添付書類の不足等の不備が無いこと

ウ 申請者が、労災保険に加入し、かつ要件を満たす者については 雇用保険及び社会保険等に参加しているとともに、次に掲げる事項を全て満たすこと。なお、次に掲げる事項の確認は、申請者の誓約により確認するものとし、誓約内容の虚偽等の確認のための行政関係機関等公的機関への照会は不要とする。

- ① 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令（※）違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を講じ、「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- ② 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

- ③ 申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。以下同じ。）ではなく、申請者の役員等が暴力団員（同 法第 2 条第 6 号に定める暴力団員を言う。以下同じ。）ではなく、申請者の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていないこと。

- (2) SDS 電子化補助金の交付・不交付決定

補助事業者は、上記（1）の要件を満たす申請者から申請された SDS 電子化補助金の申請書類一式を審査委員会に提出し、諮問する。審査委員会

は、審査委員会で定めた審査基準に基づき答申する。補助事業者は、審査委員会の答申に基づき、交付又は不交付の決定を行う。なお、審査委員会は、申請書類一式により、審査基準を満たすかどうか確認できない場合は、補助事業者を通じて、申請者に補足の書類の提出を依頼することができる。

また、申請された SDS 電子化補助金の申請総額が、公募期間中に SDS 電子化補助金の予定額を上回った場合、補助事業者は、申請書類及び添付すべき資料の整った申請者から順に SDS 電子化補助金の予定額に達するまで交付を決定していくものとする。

8 SDS 電子化補助金の額の確定等

(1) SDS 電子化補助金請求

SDS 電子化補助金の交付決定を受けた者は、当該決定に係る補助対象となるシステムを導入した後、補助事業者は SDS 電子化補助金請求を行わなければならない。なお、SDS 電子化補助金請求書に記載すべき事項、添付すべき証拠書類、報告等期日等については、SDS 電子化補助金実施要領において定める。

(2) SDS 電子化補助金の額の確定等

補助事業者は、実績報告を受けた場合には、必要に応じ審査委員会の意見を聴き審査を行い、その結果、その報告に係る補助対象経費が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき SDS 電子化補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(3) SDS 電子化補助金の支払い補助事業者は、SDS 電子化補助金の額を確定した後、遅滞なく SDS 電子化補助金を申請者に支払うものとする。

9 協議

補助事業者は、上記 1 から 8 に定める事項のほか、事務処理に当たって生じた疑義は、随時、担当課に報告し、協議するものとする。

第 4 不正の防止

1 交付決定の解除等

補助事業者は、補助事業の実施中、申請者に下記の事実が認められた場合には、上記第 3 の 4 (2) に定める審査委員会の審査を踏まえ、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、SDS 電子化補助金を補助対象システムの更新以外の用途又は更新に要する経費のうち補助対象経費以外に使用した場合
- (2) 申請者が、対象システムを交付決定後 5 年以内に他の者に譲渡した場合

(なお、別表の第1欄に掲げる補助対象システムの要件を満たす限り、更新することを妨げるものではない。)

- (3) 申請者が、上記第3の1から7に規定する事項への違背のほか、不正、怠慢その他不適切な行為を行った場合
- (4) 申請者が、暴力団排除の誓約事項に違反した場合
- (5) 申請者が、補助事業者又は厚生労働大臣（以下「大臣」という。）の指示に従わない場合

2 申請者からの返還額等の取扱い

補助事業者は、上記1の規定に基づき交付決定を取り消した場合であって、既に当該取り消しに係る部分について SDS 電子化補助金が交付されているときは、原則、当該解除を行った年度中の期限を附して当該 SDS 電子化補助金の返還を命ずるものとする。

なお、SDS 電子化補助金の返還に係る書面での督促を複数回実施したのち、なお申請者がやむを得ない事情等により SDS 電子化補助金の返還に応じない場合等、SDS 電子化補助金の返還が著しく困難な場合には、未収金の処理について担当課と協議し対応すること。

3 秘密の保持

補助事業者は、補助事業の実施に当たり知り得た個人又は申請者等の情報について適切に管理する体制を整え、その秘密を保持する。

4 暴力団排除に関する誓約

補助事業者は、申請者による暴力団排除に関する誓約事項について、SDS 電子化補助金の交付前に再度確認しなければならない。

第5 財産の管理等

補助事業者は、事業開始後速やかに申請者への SDS 電子化補助金の交付簿を整備し、申請者の氏名、交付金額等の情報を管理するものとする。

第6 財産の処分

補助事業者は、過年度に補助金を受給した申請者から財産処分に係る承認申請等があった場合には、承認等の所要の手続きを行うものとし、詳細は補助事業者が本交付要領とは別に定めるものとする。

第7 指導監督等

- 1 大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この交付要領に基づき指導監督を行う。
- 2 大臣は、上記第4の2の規定に基づき、申請者から SDS 電子化補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還させ、又は納付させることがある。
- 3 大臣は、本補助事業を終了するとき、若しくは、補助事業者を変更するときは、3 か月前に補助事業者に伝え、補助事業者は、補助事業に係る関係書類について、大臣の指示に従い、大臣への提出又は処分、若しくは変更後の補助事業者への移管を行うこと。

別表

1 SDS 電子化補助金の対象となるシステム（補助対象システム）	2 補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
標準フォーマット形式による危険性・有害性情報等（SDS）の出入力機能を有するシステム	ア 既存のシステムを次の基準の全てに適合するシステムに係る改修、買換等に要する経費及び次の基準の全てに適合するシステムの新たな導入に要する経費 ①以下のいずれかの読み込み機能を有し、判読可能な SDS として復元する機能を有するシステム ・ 電子化された SDS データ（SDS データ交換フォーマット項目定義書（厚生労働省令和 7 年 3 月 31 日公表）に対応しているものに限る。）を読み込む機能 ・ 紙又は PDF の SDS を読み込む機能 ② SDS データを電子化（SDS データ交換フォーマット項目定義書（厚生労働省令和 7 年 3 月 31 日公表）に対応してい	ア 200 万円	第 2 欄に掲げる補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の 2 分の 1 を交付額とする。（千円未満切捨て）

	るものに限る。)して出力する機能を有するシステム(①で読み込んだデータを含む。)また、出力に際して労働安全衛生法に準拠していない場合に記入を促す機能等を有していること。		
--	---	--	--